

重大な消防法令違反のある建物を公表します!!

～令和元年7月1日から～

●重大違反対象物の公表制度とは？

ホテル、飲食店、物品販売店舗など不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物のうち、消防職員が立入検査によって覚知した重大な消防法令違反(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備のいずれかの未設置)のある建物の情報を津久見市ホームページに掲載し、公表する制度のことです。

●公表の方法

津久見市ホームページへの掲載

●公表の内容

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容
- ④その他消防長が必要と認める事項



●建物の関係者の方々へ

所有・管理する建物が、次のような変更を行う場合は、事前に消防署へご相談ください。

○飲食店、物品販売店舗、診療所、福祉施設などの用途が新たに入居する場合

○増・改築、隣接建物との接続などを行う場合

※このような変更により、建物に**屋内消火栓設備**、**スプリンクラー設備**または**自動火災報知設備**が必要となることがあり、これらの設備が設置されていなければ、公表の対象となります。

●問い合わせ先

津久見市消防本部 予防係

〒879-2461 津久見市大字上青江3617番地の1

☎0972-82-5211